

平成 30 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 株式会社 大 林 組
 代表者 取締役社長 蓮輪 賢治
 (コード番号 1802)
 問合せ先責任者 本社総務部長 吉川 誠二
 (TEL 03 - 5769 - 1017)

「役員報酬 BIP 信託」の信託期間延長及び追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役及び海外居住者を除く。以下「取締役等」）へのインセンティブプラン「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」）として採用している「役員報酬 BIP 信託」（以下「本信託」）について、下記のとおり信託期間の延長及び金銭の追加拠出の実施を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、平成 27 年 5 月 13 日付「当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入について（詳細決定）」をご参照ください。

記

1 信託期間延長及び追加拠出理由

当社は 2015 年度から本制度を導入しておりますが、本制度を継続するため本信託の信託期間を 3 年間延長し、主として当社株式の取得資金を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。

2 信託期間延長後の本信託の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式の交付及び金銭の給付をすることで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (5) 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託延長契約日 | 2018年5月15日 |
| (8) 延長後の信託期間 | 2018年9月1日～2021年8月31日（予定） |
| (9) 議決権行使 | 行使しない |
| (10) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (11) 追加信託総額 | 285百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む） |
| (12) 株式の取得時期 | 2018年11月12日（予定）～2018年11月30日（予定） |
| (13) 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| (14) 帰属権利者 | 当社 |
| (15) 残余財産 | 権利帰属者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。 |

【信託・株式関連事務の内容】

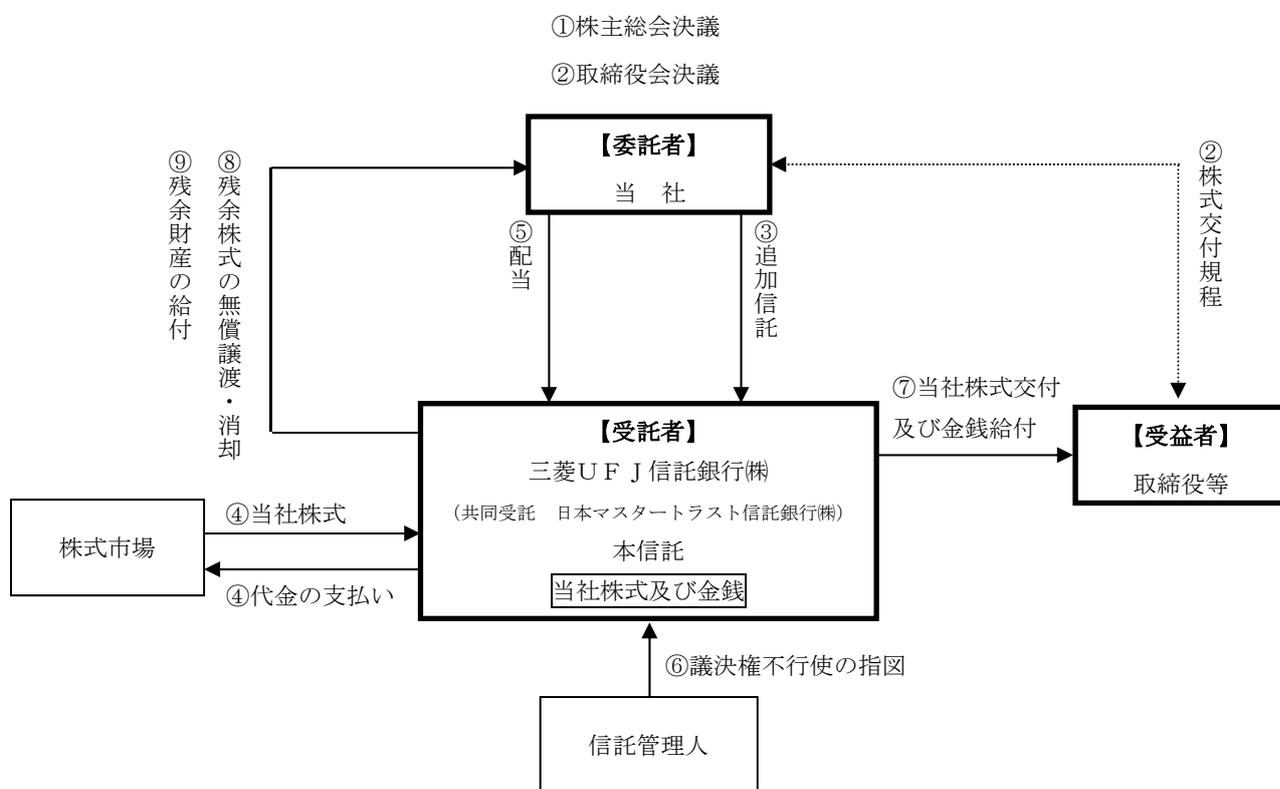
- ①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
- ②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

(注1) 制度延長に際し、当社、受託者及び信託管理人との間で本制度の延長に関する合意書を締結します。同合意書の締結後、2015年6月26日開催の株主総会で承認を受けた信託金の上限（信託期間内に300百万円）及び取得株式数の上限（信託期間内に450,000株）の範囲内で金銭の追加拠出及び株式の追加取得を行います。

(注2) 株式の取得は、延長後の信託期間内で最初に到来する決算発表（2019年3月期第2四半期決算発表）後に行います。
以上

(ご参考)

【本信託の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に関して2015年6月26日開催の定時株主総会において承認を得ています。
- ② 当社は、本制度の継続及び株式交付規程の一部改定に関して取締役会において決議します。
- ③ 当社は①における株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。

- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 受益者に分配された後の一定の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定です。